

# 東日本大震災から3年、被災地の本格復興に向け取組みの加速化を

平成26年2月20日  
日本商工会議所

東日本大震災から間もなく3年が過ぎようとしている。福島県は、今なお先の見えない大きな不安を抱えた状況にあるが、津波被害を受けた地域では、災害廃棄物処理が完了目前となるなど、ようやく復興の入口に立ちつつある。

しかしながら、本格復興に向け立ち上がろうとする被災地においては、資材価格の高騰や労働力不足などの新たな問題が生じる一方、依然として、被災企業の事業再開や販路回復、風評被害対策の強化など従前からの課題が解決していない。

5年間とされている集中復興期間が残り2年間となる中、生活や産業活動の基盤再生を早期に実施したうえで、復旧を基本としたこれまでの取り組みを見直し、長い期間が想定される復興を可能な限り早期化する取り組みへと再構築することが不可欠である。

そのために、国は従来の制度について、改めて課題等を検証のうえ見直しを図り、さらに、復興の段階や環境変化に応じ有効な措置として講じるべきものについては、新たな制度として構築する必要がある。

福島県においては、今なお13万人以上の住民が避難生活を強いられているほか、深刻な風評被害、住民の健康管理、汚染水漏れ問題などの課題に直面している。

日本商工会議所は、被災地の商工会議所、事業者等からの意見・要望を踏まえ、これらの課題解決のための具体策をとりまとめた。国は、本格復興の早期化に向け、下記事項に迅速・着実に取り組むことを強く要望する。

記

## I. 直面する緊急課題への対応を

復旧が進み、生活や産業活動基盤の再生に取り組む中で、被災地では、建設業の労働力不足や資材価格高騰など、新たに深刻な問題に直面している。これらを早急に解決するため、以下の措置を講じられたい。

### 1. 資材価格、労務単価高騰への柔軟な対応を

被災地では、建設資材価格の高騰により、復旧・復興に不可欠な公共事業等が遅れている。政府は、公共工事設計労務単価の引き上げや土木工事を対象とした経費算定基準の見直しを行ったが、被災地では、本格復興に向けた建設需要増加に伴う価格高騰への対応としては不十分であるとの声が強い。被災3県（岩手県、宮城県、福島県）の入札不調を一刻も早く解消するため、当該単価および基準について実態に即応した再度の見直しが急務であるとともに、その後においても、不断の見直しを図ることが不可欠である。

### 2. 建設労働力不足の解消、企業負担増の軽減に向けた支援の継続を

被災地では、建設業の労働力不足が深刻化し、住宅や事業施設、インフラ等の整備が停滞するなど、復興の大きな足枷となっている。政府は、当面の労働力不足対策として、建設関連の求人動向等の情報提供や職業訓練を実施する事業主への助成などの措置を講じられたが、被災企業の本格的な事業再開にあたっては、積極的な公共職業訓練の実施や民間の建設事業者等に対する職業訓練実施の後押しなど、人

材育成についての支援を強化されたい。また、被災企業の人件費の負担軽減に資する事業復興型雇用創出事業については、支援対象が平成25年度末までに事業を開始した事業者とされているが、平成26年度以降の事業開始者も対象とされたい。

## Ⅱ. 早期の社会・経済基盤整備を

被災地では、1日でも早い定住住居への移転や本格的な事業再開を望む声が強い。復興を加速化するためには、それらの前提となる土地や交通インフラなどの社会・経済基盤の整備が急務であり、早急に以下の措置を講じられたい。

### 1. 事業用地の円滑な確保の促進を

土地所有者の存在が不明であること等により、土地の権利調整が遅滞し、事業用地等の確保が遅れている。

所有者不明の土地については、相続財産管理人\*の人員拡充、申請手続きの簡素化、迅速化などの措置が講じられた。しかし、相続財産管理人は、相続人がすべて不明の場合にのみ認められる制度である一方、被災地では一部の相続人が存在するケースが大部分であり、ほとんど同制度を活用できない状況にある。

平常時とは異なる特別な対応が必要であり、一部の相続人の存在が判明している場合においても、相続財産管理人を活用し土地等の処分を可能とする特例措置を講じ、事業用地等の早期確保を図られたい。また、土地収用制度について、今次大震災のような非常時においては、対象となる公共の利益となる事業の範囲の拡大など、特例措置を検討する必要がある。

\*相続人の存在、不存在が不明の場合に、利害関係者の申立てにより、家庭裁判所が選任する弁護士、司法書士等の財産管理人が、相続財産の管理を行う制度。

### 2. エリアの一体的なかさ上げに対する支援を

現行の土地のかさ上げに対する支援は、復興拠点となる市街地や漁業集落など、対象区域が狭く、かつ、所管省庁が異なるために、手続きが煩雑であるとの指摘が多い。省庁間の縦割りを排し、かさ上げが必要な土地については、復興庁がワンストップでエリアの一体的なかさ上げ事業に要する支援を行う仕組みを構築することが必要である。

### 3. 事業用施設・設備の確保等に係る優遇措置の拡充を

復興特区においては、施設の新増設や事業用設備の取得等に対する固定資産税の免除や法人税における特別償却などの措置が講じられているが、その対象は復興区内の産業集積区域の事業者等に限定されている。産業集積区域外であっても、復興区内であれば従前の場所で事業を再開しようとする事業者について、同様の措置を適用するなど、優遇措置を拡充されたい。

### 4. 交通・物流インフラの早期復旧を

JR6路線（山田線、大船渡線、気仙沼線、石巻線、仙石線、常磐線）については、早期に復旧を求める。BRT（バス高速輸送システム）による代替運行が行われている区間\*についても、鉄道路線としての復旧を検討されたい。

路線復旧のためには、迂回路用地確保や土地のかさ上げなど原状復帰費用以外に多額の費用が必要となることから、国費による支援をはじめ、早期整備に向けた措置を検討されたい。

また、常磐自動車道、復興道路、復興支援道路については、交通手段としての機能のみならず災害時に命を繋ぐ重要な幹線道路となることから、完成時期の前倒しを図られたい。

とりわけ、常磐線、常磐自動車道は、地域経済の再生に重要な役割を果たすことから、その全線復旧が急務である。

重要港湾等については、物流の拠点となることから、ふ頭、荷捌き施設の早期復旧や耐震性確保など、物流機能の整備・拡充を促進されたい。

\*JR 大船渡線の盛～気仙沼（43.7 km）、JR 気仙沼線の気仙沼～柳津（55.3 km）。

### Ⅲ. 本格的な事業再開への支援を

被災地では、企業の生産設備や商業機能、販売・流通網等が甚大な被害を受け、今なお経済活動に深刻な影響が及んでいる。被災企業が仮営業ではなく、本格的な事業再開を果たすことができるよう支援の強化・拡充が必要であり、以下の措置を講じられたい。

#### 1. 復旧・復興の段階を踏まえたグループ補助金制度の見直しを

中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（グループ補助金）については、次の措置を講じ、復旧・復興の段階に即した支援制度に改善されたい。

- (1) 資材価格等の高騰によって、補助金交付決定時よりも事業者の負担金額が増加し、事業再生の足枷になっているとの声が多く聞かれる。再申請・再交付決定等の手続きにより、増加分についても補助対象とするなど、弾力的な運用を図られたい。
- (2) 復興計画による土地かさ上げ工事の遅滞等により、当該年度内での事業の着手・完了が困難なケースも生じていることから、基金化を含め、再交付申請を行わなくても事業完了まで補助期間繰越を可能とする措置を講じられたい。
- (3) 現行制度では、震災以前の原状復旧を前提としているが、被災事業者の本格的な再建には、復興の段階に応じた支援が求められる。設備の高度化も支援対象とするなど、制度の見直しを図られたい。
- (4) グループ補助金を活用して新たな施設で事業を再開した後に土地のかさ上げが決まり、移転を余儀なくされるケースやグループ補助金を活用して仮営業を行っていた事業者が本格的な事業再開を行うために新たな建物や設備等を導入するケースが生じている。こうした場合については、再申請・再交付決定手続きにより、新たな建物や設備等を再度、助成対象とすることを特例的に認められたい。

#### 2. 被災企業の販路拡大への支援の拡充を

事業再開を果たしても、販路の確保・開拓ができず、未だ多くの事業者が震災前の水準にまで売上を回復できていない。加えて原材料価格や燃料費の高騰が事業者の経営を一層困難なものにしており、販路の確保、拡大は重大な課題となっている。

販路の回復・拡大に向け、首都圏・大都市等での見本市等の開催やアンテナショップの設置、被災地での商談会の開催、海外における販路開拓事業などにつき、支援措置が講じられているが、被災者側（サプライヤー）および支援者側（バイヤー）双方への助成措置（交通費、宿泊費に対する補助など）を講じ拡充されたい。

### 3. 商業機能の再生支援を

被災地の復興において不可欠な商業集積や商店街の再生については、国の「住宅再建・復興まちづくりの加速化措置」において、商業施設や公共施設の整備等に対する支援措置が講じられた。しかし、当該措置における津波復興拠点整備事業は、国費支援の上限が原則1市町村2地区、1地区あたり20ha以内とされており、極めて限られた区域しか対象となっていない。復旧・復興の状況に応じて、弾力的に地区数や面積を設定可能とするなど改善が求められる。

また、復興の進展に伴い、商業機能の再生に対するニーズの急速な高まりが予想される。非被災企業も含めた共同店舗の整備等を支援する商業施設等復興整備事業は、同機能の再生支援に寄与するものであり、当該ニーズに対応し得る十分な予算を確保されたい。加えて、店舗運営等に関する専門人材の派遣等ソフト面での支援も図られたい。

### 4. 観光振興策の強化による交流人口の回復を

東北六県と関東の沿岸部では、訪問観光客数が未だに震災前の水準に回復していない被災地域が多いが、特に外国人観光客数は激減したままである。風評被害の払拭に向けた国内外への正確な情報発信の強化や、沖縄県以外では被災地の岩手県、宮城県、福島県に限定されている中国人観光客に対する数次査証（ビザ）の発給対象地域の青森県、秋田県、山形県への拡大、大規模な国際会議等の誘致など、東北地域全体への誘客促進に向け支援を強化されたい。

また、無料公衆無線LAN環境の整備や多言語案内表示等の普及への支援など、2020年のオリンピック・パラリンピックも念頭に、各地への外国人観光客の訪問促進のための受入態勢の整備を図られたい。

加えて、高速道路の利用促進を図り交流人口を増大させるため、東北6県内の路線区間に限り、土曜日、日曜日、祝日の高速道路料金の上限（1,000円）制を実施されたい。

### 5. 農林水産物の風評被害払拭に向けた海外への働きかけの強化を

国内産の農林水産物については、政府・自治体において放射性物質検査や情報提供の強化等の取り組みが実施され、基準を満たしたもののみが出荷されているにも関わらず、韓国や中国においては、依然として輸入規制が行われている。輸入規制撤廃について、当該国に対してより一層の働きかけを行うとともに、農林水産物等への早急な信認回復を図るため、在外公館に対して安全性に関する最新情報を常時提供するとともに、国内外向けの安全性に関するさらなる説明の徹底など、風評被害の払拭に向けた対策を強化されたい。

### 6. 二重ローン対策に万全な対応を

東日本大震災復興支援貸付や被災事業者経営改善貸付（災害マル経）等の被災した中小企業の資金繰り支援については、被災地の復興が実現するまで継続するとともに、「産業復興機構」「東日本大震災事業者再生支援機構」による再生支援についても、債権買取期間を延長するなど、被災者の事業再生に向け万全な対応を実施されたい。

### 7. 地域再建の中核を担う拠点施設への支援拡充を

商工会議所は、経営相談事業や機械無償提供等の事業再開支援、販路開拓支援事業の実施など、被災地の中小企業の再建に中核的な役割を果たしているが、地域の浸水などによりその役割を十分に果たせないケースや、震災後の市街地再開発等により建て替えや改修、移転を余儀なくされる例がある。このような場合には、復興

支援機能を有し、公的な役割を果たしている商工会議所の建物や設備等について、民間事業者に対するグループ補助金と同等の助成とするなどの措置を講じられたい。

#### **IV. 一刻も早い福島の再生を**

福島県は、今なお風評被害や土壌の汚染、健康への不安など深刻な課題に直面している。福島の再生なくしては、東北はじめ被災地の復興はならず、日本の再生もないことを改めて深く認識し、以下について早急に取り組むことが必要である。

##### **1. 地域全体の再生を牽引する事業への支援を**

地域住民が将来に希望を持ちながら、再生への歩みを着実に進めることができるよう、国は、国内外から人や企業等と呼び込み、産業振興や雇用創出を通じて福島再生のみならず日本復興の象徴となる様々なプロジェクト（放射能に関する国際研究機関の設置、総合エネルギー都市の実現等）を強力に支援されたい。

##### **2. 企業立地促進のための支援の継続を**

福島県内に工場等を新增設する企業を支援する「ふくしま産業復興企業立地補助金」「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」は、産業集積の形成や既存企業の生産拡大、雇用創出に資する事業として、極めてニーズが高いことから、引き続き十分な予算措置を確保されたい。

##### **3. 除染や風評被害等に関する具体策の確実な実行を**

福島再生の加速化に向けて、風評被害対策や除染、汚染水対策等に関する財政措置を含めた以下の具体策を迅速、確実に実行されたい。

- ①風評被害の払拭に向けた放射線リスクに関する科学的知見の周知、世界基準を大幅に上回る食品の放射性物質濃度国内規制値（一般食品 100 ベクレル/kg）等の見直し
- ②合理的な目標設定に基づく迅速な除染の実施、除染実施後の地域再生に向けた対策の強化
- ③国の責任のもとでの早急かつ着実な汚染水処理の実施
- ④中間貯蔵施設や最終処分場の早期設置

以上

## 《被災地商工会議所の声》

### 【復興全般に関する声】

- 被災地では、今なお多くの被災者が仮設住宅等での避難生活を余儀なくされているとともに、津波によって壊滅した市街地・集落の再建や事業活動の復興についても、かさ上げや防潮堤の高さの問題も含め、遅い。「まちづくり」の課題、販路回復、風評被害の払拭、風化の防止など、課題が山積しており、まだまだ多くの支援の手が必要である。
- 復旧・復興への取り組みにおいては、ひと山越えてもまたひと山と、段階、環境の変化に応じて新たな問題が次々に発生してくる。現場では、こうした問題を一つ一つ解決しながら前に進んでいかなければならない。
- 復興の進み具合は、市の中でも地区によってばらつきがあり、それぞれの課題も多様で変化してきており、現場に合ったきめ細かな対応が必要。

### 【具体的な課題に関する声】

- 震災前に勤務していた従業員が、仮設住宅等の離れた地域に移転し、乗用車も被災により喪失したため、働けない状況が生じている。通勤用のバス等を運行するための支援が必要。
- 土地のかさ上げに対する支援は、復興拠点区域や水産区域等に限定されており、沿岸部の石油コンビナートや飼料工場等の事業系の私有地は、対象となっていない。自費でかさ上げをしなくてはならない。
- ダンプカーの運転手の人件費が、震災前の1日2万3千円から5万3千円に値上がりした。また、遠距離の場合は運転手が2人必要となる。運転手を増やすにも年齢、経験のハードルがあり容易ではない。
- 防潮堤整備については、県が定めた一律の高さ（5.2m）で計画が進んでいるが、景観や観光への影響から地元では反対している。当市は世界に冠たる漁港都市であることから、実情に合わせて地域で決められるようにしてほしい。
- 商工会議所は、震災当初から被災地域の企業復旧と雇用確保に努めてきた。これからの本格復興の拠点として、利用者が相談、利用しやすい施設にすべく、商工会議所会館の建て直しにとりかかりたい。
- 当市の有効求人倍率は、1.5倍。その中でも建設業は2倍以上、水産加工業は1.5倍～1.7倍。津波のトラウマ等から水産業で働く人が減ってきている。
- 水揚げされた魚について、東京でのイメージは改善されつつあるが、海外からの偏見は根強く輸出に苦戦している。
- 海水浴客は全く来なくなった。特に、子供連れが来なくなった。高校・大学の合宿や地元の懇親会などで何とか凌いでいる。夏季営業のところは、廃業するところもあった。